

国府マ스つりフェスタ実行委員会補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、国府マ스つりフェスタ実行委員会補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、殿ダム建設のPR及び観光事業の健全なる進展を目的に組織されている国府マ스つりフェスタ実行委員会（以下「実行委員会」という。）の運営に要する経費を補助することにより、観光客の誘致を図り、もって本市の観光の振興を図ることを目的として交付する。

(補助金の算定等)

第3条 本補助金は、「魚の放流に要する経費」「会場設営費」「事業運営費」等の実行委員会の運営に要する経費（寄附金等の特定財源を除く。）に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、国府町総合支所長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月14日から施行する。